

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成27年11月10日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第2号 白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

議案第3号 白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第4号 白井市桜台公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第5号 白井市青少年女性センターの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

議案第6号 平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について

7. 協議事項

協議第1号 白井市民プールの今後のあり方について

8. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

9. その他

○出席委員

委員長 石亀 裕子

委員 小林 正継

委員 高城 久美子

委員 川嶋 之絵

教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長	田代 成司
教育部参事	藤咲 克己
生涯学習課長	鈴木 栄一郎
文化センター副主幹	石田 昌弘
書 記	風間 信也
書 記	品川 太郎

午後 2 時 0 4 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 7 年第 1 1 回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人の指名をします。高城委員と川嶋委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは先に進みます。

○委員報告

○石亀委員長 委員報告を行います。各委員からお願いします。

○川嶋委員 私は、10月10日、土曜日に大山口小学校の運動会に行きまいりました。少し寒い寒空の中の運動会でしたけれども、午前中の競技だけ見てまいりました。大勢の来賓と校庭いっぱいの保護者で、広い校庭が狭く感じられるほどでした。とても競技に工夫が見られて、応援も大変盛り上がり、楽しい運動会でした。

10月18日、日曜日に七次台小学校の運動会を見てまいりました。こちらは、秋晴れの中の運動会で、最高の仕上がりにできておりまして、学年ごとの成長を感じられる運動会でした。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

○高城委員 10月19日から20日まで大宮ソニックシティで、平成27年度市町村教育委員会研究協議会第1ブロックが開催されました。19日は行政説明で「初等中等教育をめぐる最近の動向について」、文科省の小松親次郎先生からの説明がありました。基調講演「次期学習指導要領について」、講師、千葉大学教授の天笠茂先生です。その後、パネルディスカッションがありました。2日目は、分科会に分かれて、私は第2分科会で「学校教育を充実させる学校・家庭・地域の絆づくり」というテーマで発表がありました。木更津市、埼玉県の川口市です。木更津市は学校支援ボランティア

ア活動ハンドブックを作成して、テーマは「トライアングルハッピー——家庭・地域・学校が1つになれば、みんなが幸せに——」という合い言葉に、市民のボランティア活動がとても活発で、それを支えるコーディネーターの育成などもマニュアルがあり、みんなの役割分担がはっきりしていて、すばらしい発表でした。

以上です。

○石亀委員長 ほかにありますか。

○小林委員 11月4日、水曜日、千教連の研修会がありまして、午前中、パネルディスカッションで、総合教育会議がそれぞれ行われて、市長と直接話せるということのをいい方向に捉えて、それぞれ改革に向けて教育委員会が進んでいるということのを学び、それから、分科会では、私は「教育委員会機能の充実に向けた取り組み」というところに参加しましたけれども、やはりそれぞれの教育委員会がいろいろ工夫して活発に活動していることを感じました。

10月27日、午後、南山中学校で研究授業「確かな学びの早道『読書』」ということで、読書を利用しての授業ということで、グループ毎に、それぞれ読んだ本についての生徒の語り合い、そしてまた感想を語り合うという、とても質の高い授業をやっていました。

11月6日、北総教育事務所所長訪問が、午前中、白井中、午後、南山小学校で行われまして、それぞれの学校がきちんとした諸表簿の処理ができているということ、それから安全に生徒が生活できるよう取り組んでいるということなど、きちんとしておりました。また授業においても、特に白井中は生徒との温かいふれあいながらの授業、また、南山小学校では、いろいろと工夫した授業、そういうような評価を受けておりました。

そして、最近起こっている不祥事の根絶については強調されて、以後、ともに気を付けていきましょうというような話でした。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

10月9日、金曜日、成田で印教連教育委員長会議がありました。まず講演がありましたが、千葉県教育庁北総教育事務所の管理主事、藤崎修治先生、「学校現場における多忙化解消について」というテーマでお話がありました。いろいろデータをもとに話をしてくださいましたが、「児童・生徒と向き合う時間を確保するために」というガイドラインがあるんですけども、そのお話と、日本の教職員と世界の教職員の意識の違いというようなことも把握しながら、大変興味深く、現場の先生方の多忙化について、日ごろ気にしている委員長の皆さん方の意見交換もかなり活発に行われていました。

以上となります。

それでは、委員報告は以上となります。

○教育長報告

○石亀委員長 続いて教育長からお願いします。

○米山教育長 それでは、前回の定例教育委員会議以降の報告をさせていただきます。

10月14日、決算審査特別委員会が開催をされました。平成26年度決算についての委員会、文教が終わった後、全体の決算審査について委員のほうから意見が出され、決算については可決をしております。教育委員会関係で1つ気になったのが、文化団体協議会の補助金について金額が大きすぎるということで、決算について反対した議員がいたということで、文化団体協議会含めまして、文化祭の実行委員会との予算のときの説明がきちんとできていなかったのかなということで、文化団体協議会の補助金については、もう一度担当課で精査をして説明をしていきたいと思っています。

17日、土曜日、大塚杯少年野球大会、市内外から子ども達の野球大会が開催をされております。

同日、総合型地域スポーツクラブの4クラブ合同テニス交流大会ということで、テニスだけの種目に絞っての大会が開催をされております。

同日、古文書の修補10周年記念講演会ということで、横山さんから記念講演会をいただいております。

同日、三小と七小の運動会がありました。

18日、日曜日、MOA表彰式ということで、日医大の看護学校の体育館で印旛郡市の子どもの絵画の表彰式に出席をしております。これは子ども達が描いた優秀な絵に対する表彰なんですけど、日医大の中にこの絵がずっと掲載されておまして、入院されている方、また、中で順番を待っていらっしゃる方たちが見て癒しになっているということで、例年続いております。

21日、印西市の文化ホールで、印旛郡市特別支援教育振興大会が開催をされております。インクルーシブ教育の出発と発展ということで、印西市の子ども達が大変すばらしい印西市の歴史を踏まえた演技をしておりました。皆さんから大きな拍手をもらっていました。

24日、25日が市役所の前でふるさとまつり、このテープカットに出席をしております。

28日、市長を交えた総合教育会議が開催をされました。今後の総合教育会議、おおむね方向性が見えたので、今後、大綱の最終的な調整に入っていくということで考えております。

それから、今日ペーパーで配っておりますけれども、千葉県教育委員会の大綱が決定をしておりますので、そちらもご覧をいただきたいというように思っております。

29日、教育委員会事業の点検・評価、会議をしております。おおむね本日の午前中の会議でまとまりましたので、今後、微調整があれば調整した上で教育委員会議で決定して、2月ごろに議会のほうに提出をしたいというように思っております。

11月1日、日曜日、SSV、白井地区の総合型スポーツクラブに参加をいたしました。

3日、文化の日、文化祭の中でも芸能振興会の発表ということで、楽屋もいっぱい、演技する人が大変多くて、舞台の袖もいっぱいでした。

4日、千教連、先ほど小林委員から報告があったとおりです。

5日、白井市の音楽発表会が開催されまして、後ほど代表になった学校、郡の大会へ吹奏楽、合唱でいくと思います。また部長から後で報告をお願いします。

6日、所長訪問。

7日、文化祭の音楽祭に出席をいたしました。

私からは以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

それでは、これまでの委員報告、そして教育長報告について、質問等がありましたらお願いします。特によろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号の「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人に関する情報であるために、非公開がよろしいと思われませんが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、この件については非公開とします。

○議案第1号 白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 これより議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第1号「白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○石田文化センター副主幹 議案第1号「白井市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」。

提案理由ですが、本案は、平成27年第4回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによる。

次のページをお開きください。議案第1号資料の新旧対照表も併せてご覧ください。区分の大ホール、土・日に祝日を追加するものです。同じく中ホール、土・日に祝日を追加するものです。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

以上です。よろしくをお願いします。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

これは、つまり祝日は今まで含まれていなかったものが、改めて祝日も土・日と同じ対象になるということになるんですか。

○石田文化センター副主幹 土・日の料金設定に祝日を追加したというものになります。現在、休館

日が国民の祝日に関する法律に規定する休日ということになっておりますが、祝日も開館することになります。

○米山教育長 今まで祝日でしたよというのは、条例上はないけど、規則上はなかったのか。

○石田文化センター副主幹 白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の第3条において、休館日を設けております。休館日については月曜日、それから国民の祝日に関する法律に規定する休日、そして12月28日から翌年の1月4日までの日というように規則で定めております。今回につきましては、月曜日の祝日を除いた国民の祝日を開館するものです。

○米山教育長 この条例が通った後に規則を改正するというのでいいんですか。

○石田文化センター副主幹 そのとおりでございます。

○米山教育長 平成28年4月1日から条例が施行されるんだけど、予約はいつから入れるんですか。

○石田文化センター副主幹 条例は4月1日からの施行となっておりますが、予約につきましては、規則の改正が行われた後の施行日以降からの予約を受け付けるということで考えております。

○米山教育長 言っていることはすごくよくわかるんだけど、祝日の予約、貸し館の予約を受け付けますよと、広報等で4月1日以前に例えば流すことになると、市民は使い勝手がいいことだと思うんだけど、要は、この条例が12月議会で通った後になるわけですね。文化会館の大ホールの場合には1年前から予約ができるから、12月の議会で可決されるのを待って、例えば1月1日広報に入れるとかというような形の準備をお願いしたいというように思います。

○石田文化センター副主幹 条例の料金表の設定の関係で4月1日から施行をいたしますが、既に1年前からの予約を受け付けておりますので、教育長のおっしゃられたように、議会の議決を経て広報させていただくと、既に11月までの祝日についても予約は現在受けられませんが、遑って予約を受けさせていただくということで案内をしていく予定でございます。

○石亀委員長 わかりました。皆さんからはよろしいですか。

ほかにこの件について質問はありますか。

特にほかに質問もないようですので、議案第1号についてお諮りします。

このとおりに変更するというのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第1号は異議なしということで決定します。

○議案第2号 白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第2号「白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 議案第2号「白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に係る意見聴取について」。

提案理由でございますが、本案は、平成27年第4回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められたことによるものでございます。

議会上程議案につきましては、学習等供用施設の指定管理者への移行を1年間延期するため、条例の一部を改正するものです。

裏面をご覧くださいと思います。白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成28年4月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

この主な理由でございますけれども、学習等供用施設につきましては、地域住民による指定管理者導入に向けた実施のため、条例の施行期日を3年間延期いたしております。その間、地域団体の富士センター運営協議会に一部事業を委託いたしまして直営方式で運営しておりますけれども、富士センターの運営協議会から1年間延期をしてほしいという意向がありましたので、施行時期を1年間延長するというところでございます。

以上です。

○石亀委員長 質問がありましたらお願いします。

直営でありながら、移行期間をもう1年延長するということですか。

○鈴木生涯学習課長 条例上は、指定管理者の制度ということで今はなっているんですけども、地元団体のほうにということで、今年度で3年間運営を委託していました。地元から延ばして運営をしていきたいという意向がありましたので、もう1年間延ばすということでございます。

○石亀委員長 地元のほうが、もう1年自分達でやっていきたいという希望ということですか。

○鈴木生涯学習課長 今、団体のほうは受託を自主事業でしているんですけども、もう1年間、今の形で運営していきたいということです。

○石亀委員長 今の形でということですね。

○鈴木生涯学習課長 はい。

○石亀委員長 わかりました。

○米山教育長 確認のために。現在の富士センターの条例は、指定管理になっています。ただ、指定管理にすぐ受けられない状況があり、今年NPO法人を取得したので、指定管理に移行することも不可能ではないんですけども、まだ準備が整わないというような理由がありまして、指定管理の条例なんですけども、それを平成29年4月1日にやると。平成28年は市の直接運営による一部事業の委

託という形で、今年度と同じ形で直営の委託方式を進めてまいります。富士の地域団体もいろいろな形で受ける事業の見直し、受託事業の範囲を広げる要望がありましたので、委託の範囲が広がる契約になるというように思います。例えば今まで夜間勤務の人、また図書室の図書館司書、その他含めた業務の範囲を広げて受託したいという意向がありますので、それに沿った形で市直営の委託になっているということで、ただ、地域団体が行う事業は多くなるというような形で契約をしていこうと思っています。

○石亀委員長 一度、指定管理にすることに対する否決された経緯があったので、ちょっと私が混乱していたんですが、そんな条例になっているということですね。

○米山教育長 そうです。

○石亀委員長 わかりました。

この件について、ほかに質問がありましたらお願いします。それでは、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 特に質問もないようですので、議案第2号についてお諮りいたします。

教育委員としては異議がないということでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 議案第2号はこのとおり決定いたします。

○議案第3号 白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第3号「白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 議案第3号「白井市西白井公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」。

提案理由でございますが、本案は、平成27年第4回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

上程議案でございますけども、指定管理期間が平成28年3月31日で満了となることから、平成28年4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案するということになってございます。

裏面をご覧くださいと思います。まず指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、名称は、白井市西白井公民館、それから併せまして、白井市西白井児童館と白井市西白井老人憩いの家でございます。

所在地は、白井市清水ロー一丁目2番1号でございます。

次に、指定管理者とする団体の名称及び所在地でございますが、名称は、特定非営利活動法人ワー

カーズコープ、代表理事、藤田徹。所在地は、東京都豊島区東池袋一丁目44番3号、I S P タマビルでございます。

指定管理の期間でございますが、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。

以上でございます。

○石亀委員長 この議案第3号について、ただいまの説明に質問がありましたらお願いします。

ワーカーズコープは、何期目になりますか。あと、今までに何か、主な評判がありましたら教えてください。

○鈴木生涯学習課長 何期目というのは、今手元ではわかりませんが、その前から引き続きとなります。指定管理の審査過程があるんですけども、それを申しますと、募集は7月1日から行っておりました、施設説明会7月15日、それから受付を7月21日から7月31日まで行っておりました、団体数がこの1団体の申請でございました。指定管理の選定審査会がございまして、指定管理者の選定審査会が9月1日に諮問をしております。9月28日に第1次審査ということで、その後審査等を行っております。10月30日答申をいただいているところですけども、答申についての主な理由がございまして、管理運営の基本方針や施設、設備の維持管理の提案が施設の設置目的をよく理解した上で平等利用の確保、市民サービスの向上が期待できること、あと自主事業として、ともしびの夕べなどの団体間を結び付ける提案がなされており、利用促進が期待できること。それから、これまでの類似施設の運営実績、管理実績、維持管理から関係法令遵守などにおいて、安定かつ適切な管理能力を有していると認められるというような答申が出ております。そういう中で、選定審査会からも、これまでの実績が適切であるし、これから計画を予定していることが、いろいろ利用促進が期待できるというような判断がございまして、これまでの利用実績等から適切な事業者であるということで考えております。

以上です。

○石亀委員長 規定としては、何年までとか決まっていたのでしょうか。何期まで同じ団体が管理していいというような。

○鈴木生涯学習課長 期間は、決まっておりません。市の内規では、1つの団体が市内の指定管理を、3カ所まではよくて、4カ所以上はできませんということになっています。このワーカーズコープについては、西白井複合センターと駅前センター、そのほか、公民センターということになっています。

○石亀委員長 今のところ3カ所ですね。わかりました。

ほかに質問がありましたら、お願いします。

○米山教育長 委員長の質問でもあったんですが、問題になった案件はなかったかというんですけども、選定審査会の中での指摘事項というのは、全然なかったですか。

○鈴木生涯学習課長 選定審査会で、特にここがだめだというような指摘事項はございませんでした。

○米山教育長 多分3カ年の事業費が提案者のほうから上がっていると思うんですけど、前回の当初との金額の違いはどうか。例えば金額が上がっているとか、下がっているとか。また、国含めて人件費を上げようということで今動きがあるので、その分の人件費が上がっているとか、事業費が上がっているとか、申請額の内容がどうでしたか。

○鈴木生涯学習課長 今回の指定管理料ですけども、3年間で債務負担行為を5,284万6,000円で設定しております。

○米山教育長 調べがつけば、前回との金額の違い。前回の実績ではなくて、申請者が幾らで出してきたか。たまたま同じ事業者なので、後で報告してください。

○鈴木生涯学習課長 人件費の設定は、人件費が上がっているからというようなことで、特に募集の時点で上げたということではありません。これまでの実績等を踏まえた中で設定してございます。

○石亀委員長 人件費については、その辺を考慮、情勢にあわせて人件費を適性に設定するよというよなことは、こちらから要望というか、するべきではないかというよな意見をすることはできるんですか。

○鈴木生涯学習課長 人件費については、市の積算では、所定の職員数を求めてやってございます。人件費については、モニタリングの中で適性に支払いが行われているかどうかというのが確認をいたしておりまして、俗にワーキングプアだとかとよく言われるんですけども、そういうことがないようにということで、実際の運営をしていくときには、モニタリングのときにそれは検査をして、適性であるかどうかを確認しております。それは支払いも含めてでございます。

○石亀委員長 西白井複合センターは、新たに裏の広場が駐車場になるという予定がありましたよね。駐車場の管理はどこが行うことになりますか。

○鈴木生涯学習課長 指定管理ですので、基本的には指定管理者がその管理運営をするようになります。

○石亀委員長 それでは、答申に基づいてということですので、この議案第3号について、皆さんからほかに質問は。

○鈴木生涯学習課長 教育長から話のあった指定管理料ですけども、平成26年度の部分で申し上げますと1,739万1,000円でございますので、平成28年度の支出の予定額といたしましては、現在1,740万、29年度からは消費税が上がりますので、それよりもちょっと高くなって1,772万3,000円を見ているんですけども、今現在の指定管理料と同等の金額になってございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。それでは、ほかに皆さんから質問ありませんでしょうか。

それでは、質問もないようですので、この議案第3号についてお諮りします。

教育委員としては、この案件については異議がないということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第3号は異議なしということにいたします。

○議案第4号 白井市桜台公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第4号「白井市桜台公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 議案第4号「白井市桜台公民館の指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」。

提案理由でございますが、本案は、平成27年第4回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものでございます。

こちらの議会の上程議案につきましても、指定管理期間が平成28年3月31日で満了となるため、平成28年4月1日から管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案するものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、名称は、白井市桜台公民館、あわせて白井市桜台児童館もでございます。所在地といたしましては、白井市桜台二丁目14番。

指定管理者とする団体の名称及び所在地でございますが、名称は、合同会社しろい光夢迪、代表社員、山崎雅由。所在地は、白井市復1586番地の2でございます。

指定の期間でございますが、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。

以上です。

○石亀委員長 この議案第4号について、質問等がありましたらお願いします。

同じようなこととなりますが、先ほどのワーカーズコープと同じく、こちらを指定管理にするに至る経緯、評判を教えてください。

○鈴木生涯学習課長 こちらについても、西白井公民館と流れとしては同様な流れで募集等を行って、それから審査会にかかって指定管理者の審査会に諮られております。こちらの桜台公民館の募集に対する応募者でございますが、しろい光夢迪の1団体でございました。審査会での答申につきましては、先ほどと同様でございますが、特に自主事業等でございますけれども、桜センナイトウォークなどの事業ということで、工夫された事業の提案等がなされているということで利用促進が期待できること、そのほか先ほどと同様な答申の内容となっております。このようなことから、今回提案に至っているというところでございます。

○石亀委員長 ほかに皆さんからご質問ありませんでしょうか。では、よろしいでしょうか。

議案第4号についてお諮りします。

提案のとおりということで、異議がないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第4号はこのとおり異議なしといたします。

○議案第5号 白井市青少年女性センターの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第5号「白井市青少年女性センターの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習課長 議案第5号「白井市青少年女性センターの指定管理者の指定議案に係る意見聴取について」。

提案理由でございますが、本案は、平成27年第4回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められることによるものでございます。

議会上程理由でございますが、指定管理期間が平成28年3月31日で満了となるため、平成28年4月1日から指定管理運営を行う指定管理者を指定したいので提案するものとなっております。

裏面をご覧くださいと思います。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございますが、名称は、白井市青少年女性センター。こちらに記載がないんですけども、あわせて、福祉センターと福祉作業所が一緒になってございます。所在地でございますが、白井市清戸766番地の1。

指定管理者とする団体の名称及び所在地でございますけども、名称は、社会福祉法人白井市社会福祉協議会。会長、岩本忠司。所在地は、白井市復1123番地。

指定の期間でございますけども、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。

こちらにつきましては、福祉センターが中心でございますので、担当といたしましては、高齢者福祉課のほうが直接の担当として行っているところでございます。

以上です。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等ありましたらお願いします。

こちらと同じようなこととなりますが、公募するにあたって、社会福祉協議会のほうですが、新たな提案、こういうふうにやっていきたいというような、何かそういうものはありましたでしょうか。

○鈴木生涯学習課長 こちらの福祉センターの指定管理でございますけども、先ほど申し上げました議案の2件につきましては、公募するというような形でございますけども、老人福祉センターが中心でございますが、こちらについては社会福祉協議会1者の特命ということでやってございます。

○石亀委員長 皆さんから特に質問等はありませんでしょうか。

○米山教育長 社会福祉協議会を特命でやる理由はわかるんですけども、1つの事業所を分割して指定管理の契約をすることになるんですけど、青少年女性センターは教育委員会が指定管理者としての契

約をする。残りの2つは市長部局で契約をするという形になっているんだけど、そうすると、青少年女性センターについても特命の事業所ということで社会福祉協議会を指名したことになるのか。

○鈴木生涯学習課長 こちらについては一体的な形で整備されておりまして、結果的に、青少年女性センターにつきましても社会福祉協議会1者という形になります。

○米山教育長 ここだけ5年なんだけど、5年にした理由は。

○鈴木生涯学習課長 他の施設は3年ということですが、市のほうでは、原則5年間を指定管理するというのが基本にはなっております。

○米山教育長 福祉センター、また福祉作業所において3年間と5年間の違いというのは、多分市長部局で説明があるとは思いますが、そんなに時代の流れに左右されない、ある程度ベースが決まっている事業を行うところであるということ、その辺を考えると、期間が長くてもあまり影響を与えないのではないかという判断を向こうがしているのか。教育委員会の場合は、青少年女性センターについては5年間になった場合どうなのかというのは、その辺、必要になってくると思うので、青少年女性センターの5年間というのをまとめておいてください。

○鈴木生涯学習課長 そのようにいたします。それと、この場所については、建物の中で福祉センターと青少年女性センターが一体になっていますので、3つの施設の機能というのをあわせていますので、それを有効に活用できるということがございます、相互の連携というものがございますので、一体的な運営というのが必要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○米山教育長 施設が全て分割をされているわけではないので、1つの大きな施設の中で3つの事業を行っているというのがあるので、指定管理期間を分割するのは物理的には不可能なので。5年間契約するのであれば、5年間の契約の内容であるとか、5年間の事業計画含めて、その辺をきちっと精査した形で5年間にしたというのを調べておいてください。

それと、相乗効果を上げるということで3つの施設が連携を持って進めていくというのは、費用的にも相乗効果が上げられるので。これが単独館で3つやっていけば、金額的には大分違ってきちゃうと思うので、その効果は大分あると思うんだけど、5年についてはよく調べておいてください。

○石亀委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第5号についてお諮りします。

異議がなしということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第5号はそのように決定いたします。

10分まで休憩いたします。

午後3時 0分 休 憩

午後3時10分 再 開

○石亀委員長 再開します。

○議案第6号 平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について

○石亀委員長 議案第6号「平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第6号「平成27年度教育費補正予算に係る意見聴取について」。

提案理由につきましては、本案は、平成27年第4回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによります。

それでは、中をご覧ください。1ページにつきましては、今回の補正の歳出、歳入について一覧表を出してありますけども、個別に各課から説明をさせていただきます。

2ページからご覧ください。2ページの学校教育課の指導費でございます。9款1項3目、補助教員配置事業でございます。23節の償還金利子及び割引料ですが、補正額2万円でございます。

補正の理由につきましては、教育委員会が雇用している補助教員等については、雇用条件により雇用保険に加入していますが、毎年4月1日時点で64歳になった者は、保険料が減免されます。しかしながら、過去2年間において、誤って2名から雇用保険料を徴収してしまったことから、徴収した保険料を還付するための補正でございます。

以上でございます。

○藤咲教育部参事 3ページになります。教育総務課です。学校管理費、9款2項1目、03の小学校施設整備に要する経費、補正額334万5,000円。

補正の理由につきましては、今年の9月30日現在の見込みで来年度の児童数及び学級数の増加が見込まれることから、それに対応するため備品を購入するものでございます。

その根拠といたしましては、まず第三小学校で、来年度全体で1学級33名の増を見込んでおります。南山小学校におきましては、学級数は増えませんが、児童数の20名増を見込んでおります。七次台小学校につきましては、1学級で54名増を見込んでおります。それに伴う備品でございます。

それから、引き続き4ページになります。9款3項1目、03の中学校施設整備に要する経費、補正額466万5,000円。

これにつきましても、補正理由につきましては、今年度の9月30日現在の生徒数の見込みにより、来年度、生徒数が増加するため、それに対応する備品を購入するものでございます。

根拠といたしましては、大山口中学校区で、全体で1クラス増で、生徒数につきましては23名、七次台中学校につきましては、2クラス増で、54名の増に対応する備品を購入するものでございます。

以上でございます。

○鈴木生涯学習課長 生涯学習課でございます。5ページでございます。まず、学習等供用施設費、

9款4項4目、富士センター管理運営に要する経費でございます。補正額でございますが、14万7,000円でございます。

こちらの理由でございますけれども、8月に実施をいたしました消防点検の点検結果におきまして、ガス漏れ検知器及び消火器の交換の必要性を指摘されました。そのことから、消耗品費及び備品購入費の補正をするものでございます。

内容でございますけれども、まず需用費の消耗品でございますが、こちらはガス漏れの警報器を3個購入する予定でございます。それから、備品費でございますけれども、消火器が10基、こちらを購入する予定でございます。

以上でございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思っております。債務負担行為の設定でございます。

こちらにつきましては、指定管理者制度で管理運営している西白井公民館及び桜台公民館並びに青少年女性センターの指定管理期間が平成28年3月31日で満了になることから、新たに当該指定管理期間にかかる債務内容を確定するため、債務負担行為の設定をするものでございます。先ほどの議案の件でございます。

まず、内容でございますけれども、公民館費といたしまして、9款4項2目、公民館管理運営事業でございます。こちら委託料でございますけれども、まず、西白井公民館の指定管理料でございますが、こちらは期間が平成28年度から平成30年度の3年間、限度額といたしまして5,284万6,000円でございます。3年間の分は記載のとおりでございます。

それから、桜台公民館の指定管理料でございますが、期間が平成28年度から平成30年度の3年間、限度額が5,877万7,000円、年度ごとは記載のとおりでございます。

続きまして、青少年女性センター費、9款4項3目でございます。青少年女性センター管理運営事業でございます。こちらの委託料でございますけれども、青少年女性センター指定管理料といたしまして、期間は平成28年度から平成32年度の5年間でございます。限度額でございますが、852万5,000円となっております。年度ごとは記載のとおりでございます。

以上でございます。

○石田文化センター副主幹 文化センター会館班ということで、文化会館費、9款4項9目、01事業文化会館管理運営に要する経費、補正額でございますが、259万2,000円。こちらは15節の工事請負費ということでございます。

提案理由としましては、中ホールに設置されている音響設備の入力・出力パッチ盤は、マイク等の入力機器と音響ミキサーの出力をつなぐ重要な設備で、その部品（110型コンセント）の劣化により、接触不良が起これば雑音の混入や音切れが発生しております。現在同パッチ盤のコンセントは製造されていないため一部修理ができません。パッチ盤のコンセントを一式更新する必要があるということで、緊急性があるもので補正を要求するということになりました。

主に客席内のマイクコンセント8カ所、こちらのほうが接触ノイズで使用できない状況が緊急に発生しておりまして、なおかつ器具がもう製造されていないということで、そのコンセントを、現在、手に入るもので更新するということになります。

以上でございます。

○田代教育部長 8ページをご覧ください。学校教育課でございます。歳入でございます。雑入、20款4項2目でございます。補正額が9万1,000円でございます。これにつきましては、先ほど説明しました労働保険の返還金でございます。

これにつきましては、先ほど説明しましたけども、2名分の保険料の、いわゆる事業所負担分。これにつきましては、1000分の8、5、本人負担分が1000の5です。この保険料を労働局から返還を受けるための補正でございます。

以上でございます。

続きまして、9ページをお願いします。学校給食共同調理場の特別会計でございます。まず歳出でございます。給食事業に要する経費、補正額合計は395万円でございます。

これにつきましては、補正理由としまして、食器かご及び洗浄機のかごの劣化が進んだため、急遽、交換整備したことにより食器の補充及び洗剤等の消耗品の購入費に不足が生じるとともに、来年度の児童・生徒の増加にあわせて食器の購入が必要となり、所要額を補正するものでございます。

積算根拠としまして、消耗品の内訳につきましては、児童・生徒の増加及び食器の破損による購入で、ご飯茶碗が763枚、これは1枚860円いたします。汁の椀が938枚、これは1枚が820円いたします。その分と、洗剤等の消耗品で、1カ月あたり約47万円かかりますので、その3カ月分ということで根拠を出しております。

続きまして、修繕料でございます。こちらにつきましては、補正理由としまして、調理場内の機械設備の老朽化が進んでおり、ボイラーや配管、食器食缶洗浄機等の修繕が多く、既に9割以上執行済みであるため、今後急を要する修繕に対処できるよう所要額を増額補正するものでございます。

根拠としましては、昨年度の同時期、1月から3月までの修繕に要した経費を所要額として100万円の補正をするものでございます。

続きまして、10ページでございます。歳入でございます。一般会計繰入金395万円でございます。これは、歳出の補正に伴い不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。ですから、歳出の合計と同額の額になります。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいま説明がありましたとおりですが、質問等ありましたらお願いします。

2ページの保険料の還付と8ページの返還、これについては起きていることなので特にこれは問題ないのかなと思うのですが、こういう事態にはよくなるんですかと言ったらあれですけど、こういうことがどうして起きる、ミスですか。どのように発見できたんですか。

○田代教育部長 実はこれにつきましては、本来、本人と事業所、我々が知っておくべきものです。64歳になったときに減免になるということが我々も確認できなくて、市で一括して確認をしたところ、2名おりました。その辺は我々のミスがあったということで承知しております。

○石亀委員長 わかりました。

学校管理費のほうです。児童数・学級数の増加に対応するため備品を購入するという予算ですが、こういう急な増加等に対しては、国や県からは補助金みたいなのは特には出ないんですか。

○藤咲教育部参事 全て一般財源になります。補助金は付きません。今、ここに出ている児童数の増加については、補正に対応する児童・生徒数を言っておりますが、全体でいきますと、全小学校で96名、全中学校で92名、小中合わせますと188名を来年度、5月1日現在において見込んでいるところでございます。

○石亀委員長 川嶋さんも初めてだと思いますので、債務負担行為というのは何かというところを説明していただけますか。

○鈴木生涯学習課長 この期間の支払いがあるということをあらかじめ議会のほうに承認してもらって、要は債務ということなので、ほかの予算というのは単年度、単年度で一般的な予算というのは審議されるんですけども、この3年間に関しては、この債務負担行為によって支払うことがありますよということをあらかじめ承認してもらおうというようなことです。この契約の相手方にとっては、きっちり3年間は予算として支出してくれるということで担保をとれるということになります。

○石亀委員長 予告しておくということですね。議会にはこれだけのものが支出、必ずありますということを示し、確保しておいてもらおうということですね。

○鈴木生涯学習課長 それで認めてもらうということになります。

○石亀委員長 学校給食共同調理場の修繕料ですが、新しくなる前なので修繕費がまたこれだけかかるということだと思うんですが、仕方がない支出という受けとめ方をしていますが、今回、これはこれで必要なんだと思いますが、今後もこういったことが起きてくる可能性は建て替えまであるんですか。

○田代教育部長 それは十分予想されます。今回の補正につきましては機械の修繕でございます。前回につきましては、外側の建物、躯体とか、施設面の修繕を補正させていただきました。そういった部分で今後増えてくる可能性はあります。

○米山教育長 まず9ページ、積算根拠に児童・生徒の増加及び食器の破損による購入なので、これ、できたら内訳を調べておいてください。増が何人で破損が何個分なのか。

それと、洗剤が3カ月分丸々足りないということは、12月で洗剤がなくなっちゃうということではないんですか。使い切っちゃったと。

○田代教育部長 使い切ってしまうです。

○米山教育長 12月に。

○田代教育部長 はい。

○米山教育長 はい、わかりました。

それと3ページ、4ページ、学級増があるんだけど、椅子と机はよくわかるんだけど、テレビとオルガンというのが違うんだけども、これは既にオルガンとかテレビとか付いている、付いていない部屋があるということですか。

○藤咲教育部参事 その関係だけです。

○米山教育長 これ「等」って何かあるのかな、まだこのほかに。

○藤咲教育部参事 あります、細かいものが。教室で使うラジカセとか、三角定規セットとかコンパス、黒板クリーナー、そういう細かいものがもろもろで、学校の教室で使う備品等が出てきますので。それとあわせて教員の机、椅子、そういうところも入ります。大きいものとして上げさせていただいたところですよ。

○米山教育長 中学校のほうも同じですか。

○藤咲教育部参事 同じです。

○石亀委員長 ほかに何かありましたら。

○米山教育長 ごくごく不思議な疑問なんだけど、5ページ、ガス漏れ火災警報器って消耗品なの、備品じゃないのかなと思うんだけども。

○鈴木生涯学習課長 これについては、他の項目で財政のほうに相談に行ったんですけども、この内容については消耗品で計上してくれということ、これは消耗品になってございます。財政課のほうの指導によるものです。

○米山教育長 もう1回、よく財政に聞いておいてみてください。火災警報器だけが単純に消耗品というのは、何とかわかったとしても、取り付け費とか諸経費とか調整試験費とかというのは、どう考えても消耗品ではないので。

○鈴木生涯学習課長 それはもう一度確認をさせていただきたいと思います。

○米山教育長 確認してください。

○石亀委員長 補正予算に関して、全体通して何か、小さなことでもいいです。わからないことがあったらおっしゃってください。よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号についてお諮りします。

教育委員会としてはこのとおりということで、異議がないということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第6号はこのとおりに決定します。

○協議第1号 白井市民プールの今後のあり方について

○石亀委員長 それでは、協議事項です。

協議第1号「白井市民プールの今後のあり方について」説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 協議第1号「白井市民プールの今後のあり方について」。

提案理由でございますけれども、本案は、白井市民プールの今後のあり方庁内検討会の検討結果に基づきまして、市民プールの今後についてを協議するものでございます。

資料、次をお開きいただきたいと思っております。白井市民プールの今後のあり方について。

まず、経緯でございます。平成3年度に完成をいたしました市民プールも今年度で25年目を迎えます。施設・設備の老朽化が進行し、今後、老朽化対応が本格的に必要なようになってくる中、維持をしていくためには、多額の財政需要が見込まれることから、平成26年度に市民プールのあり方検討会を設置し、市民プールの存続の可否についてを検討してまいりました。

次に、現状でございます。市民プールは近隣に類似施設がなくオープン中の約2カ月間の間で、多い年では約6万5,000人が市内・市外から来場され、市のPRにも大きく貢献しております。スポーツ及びレクリエーションの場として幅広い年代に親しまれ、健康増進に寄与している施設でございます。また、今年度でございますが、老朽化により学校プールの使用ができない中学校2校の水泳の授業を市民プールで実施しております。

次に、今後でございますが、各学校のプールの老朽化が進む中で、施設を維持していくためには多大な経費が必要となりますが、水泳授業を市民プールにて実施することとした場合、老朽施設の改修経費を市民プールに集約することにより経費の節減が図れること。これは各学校プールのことを指しております。将来的には、市民プールに開閉式テント及び温水シャワー等を設置することによりまして、学校における水泳授業を市民プールにて実施することは十分可能であり、各学校で水泳授業を実施する際に行っていたプール清掃や水質管理等が不要になること、それから教職員への負担が軽減されることともに、生徒の泳力に応じた水泳指導や救命法を身に付けた監視員の配置が可能となることで、より効率的・効果的な行政運営が可能となります。

協議事項でございますが、上記のこと、これらのことを踏まえまして、第5次総合計画の基本構想において重点戦略としている若い世代の定住及び拠点創造に貢献し得る市施設でありますので、また、市のPRにも大きく貢献し、さらなる産業効果も期待できるため、市民プールについては存続としたいということで協議をするものでございます。

次のページで、参考資料でございます。参考資料のほうにつきましては、利用者の推移といたしまして、平成20年から平成26年のものを掲載してございます。天候によって左右されますので、利用者が少ないときは4万4,000人程度のときがございますけれども、多いときは6万5,000人を超える入場者がございます。

市内外の内訳、ここに記載してございますが、昨年度の状況で申し上げますと、市内については32.2%、市外については67.8%の利用者がございます。

次に、今後、市民プール改修に係る経費でございますけれども、概算になりますけれども、こちらに各工

事がございますが、合計では1億3,659万1,000円。あと、このほかに、今ありませんけれども、開閉式のテント設置費用といたしまして4,000万円、温水シャワーの設置ということで43万2,000円というような費用がございます。この開閉式テントを設置することによって利用期間が、今は7月から大体9月の初めぐらいの利用になるんですけれども、これをやることによって6月ぐらいから10月いっぱいぐらいまでの利用ができるというようなものでございます。これを合わせると、改修費用については1億7,700万円程度の概算費用が見込まれるところでございます。

次のページで、市民プールの維持に係る経費が一応参考までに書いてありますけれども、年間ではおおむね2,400万円前後の費用がかかっているところでございます。

それから、小中学校のプール改修工事をした場合の経費の概算でございますけれども、ここで合計額がありますが、四角で囲んだ下の部分が金額になりますけれども、2億3,100万円程度が小学校プールの改修工事の経費、中学校については、改修工事をした場合には、概算で1億2,000万円の改修工事が行われると。両方合わせますと3億5,100万円程度の改修工事費がかかるというふうになってございます。

次のページを見ていただきますと、学校プールの維持管理の経費で、平成26年度は約400万、平成27年度は予算計上は約659万円程度の維持管理経費ということになってございます。

補助金の活用ということで、市民プールの改修工事に活用できる補助金ということになりますけれども、見込まれるものについては、文科省の「スポーツ環境整備事業」地域水泳プール新改築事業が見込まれるということ、補助率については2分の1。それから、スポーツ振興くじ、これはt o t oでございますけれども、地域スポーツ施設の整備助成、これが補助率では3分の2ということになります。

その他ということで、仮に市民プール廃止をするということになりますと、いずれ市民プールを取り壊すということになれば、億単位という表現で申しわけないですけれども、かなりの費用がかかってくるというようなことを見込まれるということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○石亀委員長 白井市民プールの今後のあり方についてということで説明がありましたが、こちらは前向きに市民プールを存続していきたいという前提での協議ということではよろしいでしょうか。いろいろ数値データが提示されていますが、皆さんから質問等ありましたら、あとご意見ありましたらお願いします。

市民プールがこのままもっとすばらしい施設になって存続していくということになると、今度、学校のプールは、このまま廃止なんですけど、取り壊しとか、そういうことについては特に考えなくてもいいんでしょうか。

○藤咲教育部参事 学校プールは、そのまま、防火水槽という活用方法があります。

○石亀委員長 わかりました。

○米山教育長 市民プールを存続させて、学校プールは使えるだけ使います。大きな工事が必要に

なった場合は、プールとしては使用せずに防火貯水槽として、近隣含めて火事等があったらプールの水を使うというような形になると思います。

物理的に6,000人を超える子ども達が夏場の一時期に市民プールだけで可能かどうかというのは、多分、学級数でやることになると思うんだけども。

○田代教育部長 学級数というよりも、大体多くの場合は学年で2時間入ってという、先生方の目を多くしながらというパターンが多いです。

○米山教育長 学校によっても、例えば七小だったら、30人で7クラスだったら210人なんて無理な話なんで、その辺は十分、物理的に可能なかどうか、また、バスの手配が可能なかどうか。この中ではバスの金額を出していないんで、バスで往復というような状況になると思いますので、その辺は実際に指定管理者がその期間を空けてくれて、なおかつ子ども達がプールの時間数を満足できるシミュレーションを1回作成してみてください。

○鈴木生涯学習課長 わかりました。

○米山教育長 どうですか。市民プールを残して学校プールは壊れた段階で廃止をしていくという部分は。

○高城委員 今使用できないのは、中学校2校ということで、そろそろ危ないとか、壊れそうなところとかはあるんですか。

○藤咲教育部参事 細かいところは多々あります。ただ、今ここに出ている維持管理費については、最小限度でとめていますので、最後までやれば、もっと莫大な金額がかかるのが現状でございます。

○米山教育長 大山口小学校は、もうプールの下が波打ったり、ざらざらになったりしているので、底を直すとしたら莫大な金額がかかるんで、市民プールのほうへ移行するのが早まるのかなと思います。

○川嶋委員 多分、中学校のほうのプールの指導になると飛び込みなんかも出てくると思うんですけど、小学校の場合は、今の市民プールだと足が届かないと思うんです。底上げにするのか、それとも飛び込みの中学生を対象に底上げはしないのか。

○鈴木生涯学習課長 底で高さを調整できるものを下に沈めて、小学生用にそれは対応できるということなんです。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○藤咲教育部参事 流れるプールも使えますからね、平日は。

○田代教育部長 低学年ぐらいは水に親しむので、1、2年生の授業に行くと、本当に肩までつかるのが精いっぱいなので、かえて流れるプールのほうが使えるかなという部分は、先生方とか向こうの指導員さんとかのやり方だと思うんですけど。

○鈴木生涯学習課長 いろんな工夫ができるのかなと思います。開閉式のテントをやることによって、稼働できる期間が延びるだろうと。流水プールもできるようなときがあれば、またそれなりの

活用もうまくできるということがあるのかなというふうには思います。市民プールだと幼児プールもごさいますので、ちっちゃなお子さんも、これから子育て世代がいっぱいありますから、そういうことも踏まえますと、市民プール存続というのは非常に費用がかかるかもしれませんが、大事なかなというふうに捉えているところがございます。

○石亀委員長 この改修にかかる経費、概算は出ていますが、全部で1億3,600万円、この概算を出したのは、市の担当のほうで出されたものですか。どっか業者を設定して出しているものなんでしょうか。

○藤咲教育部参事 職員の建築士が現場を見て積算をしました。

○石亀委員長 わかりました。

これは前向きな協議ということですが、これをこの方向でということになると、この予算、かかる経費というのは、いつから上程していくという形になるんですか。

○米山教育長 順次改修、それと壊れている状況を確認しながら、毎年度予算を上げていくというような形で直していくことになると思います。一遍には、財源手当ては付かないので。

○石亀委員長 プールをどうするかという話は、結構、何かにつけて私たちでも話題にはしてきたとは思いますが、できれば残してほしいという願いは委員で話をしてきたところだとは思いますが、細かい数字が出てくると、ああ、そうなのかという感じなんですけど、皆さんからほかに特にありますか。あと何か疑問はありますか。どうですか。

これは、今後のあり方の方向性として、こんな感じでいいんじゃないのという、そういう話し合いでよろしいんですか。

○米山教育長 そうですね。基本的に市民プールを残して、学校プールの大きな修繕費がかかるような場合については、プールとして廃止をしていく。

○石亀委員長 わかりました。市民プールの今後のあり方、学校のプールの今後の行く末について、あわせてということになると思いますが、ほかに皆さんから、もう質問が出尽くしたようでしたら、どうするかお諮りしたいと思います。

○高城委員 三小のプールは土地使用料となっているんですけども、土地を借りたままで、もし壊れても、そのままやはり防火水槽みたいな感じでずっと残すのでしょうか。

○藤咲教育部参事 先ほど申したように防火貯水槽になっているので、そのまま継続でいくしかないかと思っております。

○石亀委員長 三小については、この土地使用料は、ある限りはずっとかかるということですね。

○米山教育長 かかります。

○石亀委員長 では、ほかによろしいでしょうか。

○米山教育長 ちなみに、今、学校の敷地で借りているのは二小とどこでしたか。

○藤咲教育部参事 三小だけです。

○米山教育長 二小と三小だけか。三小のプールと二小はどこですか。

○藤咲教育部参事 グラウンドです。

○米山教育長 グラウンドは継続的に借りていきます。

○石亀委員長 わかりました。ほかにお気付きの点は。

○高城委員 テントの設置は、前向きな方向で考えていらっしゃるのか。あとは、温水シャワーはなかったんですか、ぜひ温水シャワーをお願いします。

○鈴木生涯学習課長 テントは、学校授業を取り入れていくとなると、今の開場の期間だけではやりくりするのが非常に難しくなってくると考えています。その期間を延ばすことによって、学校授業のセッティングが容易になってくると思います。

○米山教育長 学校の今あるプールの壊れ方の速度にあわせて必要になってくる。学校のプールが半数になったぐらいから、やっと市民プールのテントが必要かどうか考える。

○石亀委員長 何年ぐらいで。

○米山教育長 まだ時間はある。

○石亀委員長 わかりました。方向性ということで。

川嶋さんは、いいですか。現保護者の立場からしても特によろしいですか。

○川嶋委員 はい。

○石亀委員長 皆さんからも意見が出尽くしたと思いますので、協議第1号についてお諮りします。

このような方向性で決定するという事によろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 協議第1号は原案のとおりとします。

これから非公開案件に入りたいと思います。

傍聴の方、ありがとうございました。

非公開案件

○報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 その他、何かありますでしょうか。

○藤咲教育部参事 公共施設における杭打ち工事の確認についてということで、ペーパー1枚お配りしました。よろしいでしょうか。

これにつきましては、報道等でお知らせしております横浜市の民間工事における建築物の傾きの問題が発生したことによって、公共施設の状況を調査したので報告するものでございます。過去10年間において旭化成建材と契約していること、旭化成建材の下請けが施工している、旭化成建材の商品を使っているということを対象として調べた結果、大山口中学校の大規模改修時、七次台小学校の増築、第三小学校の校舎増築

については旭化成建材の商品を使っておりました。建物について検査、現地確認をさせていただき、教育総務課におります建築士で目視をしたところ、異常は見当たらない。その後、書類の検査等において建築指導課長とか建築士、管財の関係等が行って書類等を確認したところ、書類にも不備がなかったということでした。

なおかつ、今回の民間の工事の杭でございますが、この杭については、大きく分けてコンクリート杭を使ったものが対象となっております。白井の3校につきましては、鉄の杭で打っておりますので、この部分については対象外ということになっております。ただし、杭全体についての調査となりますと、まだわかりませんので、特記事項になります。国、県の動向を注視しながらまた点検をさせていただきたいという状況です。今現在ですと、横浜で起こった事件と同一の材質のものは使ってはいないということで、報告させていただきます。

以上です。

○石亀委員長 これは、保護者には知らせるんですか。もうオープンにするんですか。

○米山教育長 オープンにします。もう今日の会議録が全部公表されるから、オープンです。

○藤咲教育部参事 17日に議員にも全てお話しいたします。ですから、その後、ホームページには出るんじゃないかと思えます。

○石亀委員長 何か聞かれたら、教育総務課へ聞いてくださいということで。

○藤咲教育部参事 はい、結構でございます。

○米山教育長 3校で旭化成建材の製品を使っていましたというのは聞いています。

○石亀委員長 詳しくはということで。

これが1点ですね。ほかに。

○田代教育部長 報告案件としてお手元に資料が2種類あると思えます。

白井市学校会計システム検討委員会という縦書きのものがお手元にいつていると思えます。これにつきましては、南山中学校の現金盗難事件をもとに、各学校できちっとした会計システムを確立するように、市教育委員会として会計処理の基本的な方針及びガイドラインを作成して、各学校に通知いたします。各学校は市教委で示された方針やガイドラインをもとに、実態に沿ったマニュアルを作成していきます。検討委員会のメンバーは、校長、教頭、事務職と保護者、市長部局から会計課長にお願いをしております。

日程でございますけども、昨日、事故の検証と学校の実態ということで、金庫がどこにあるかとか、そういうのを明確にすることができませんでしたので、保護者は抜いた学校の校長、教頭、事務の先生方だけで検証等を行いました。この後、20日に、今度は全員呼び出してガイドラインの素案をつくりたいと思います。その後、12月1日までの校長会で素案を提示した意見の集約を行います。その後、その集約した意見をもとに12月中旬から下旬にかけて再度検討委員会を開きまして、案をつくりたいと思います。1月5日の教育委員会議においてガイドラインを議案として上程したいと思えます。その後、校長会

のほうでおろした後、学校の実態に沿ったマニュアルを2月下旬をめぐりにつくり、3月に教育委員会で確認をして、4月から運用する形をとっていきたいというような形で現在動いておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。

それともう一つ、お手元に前回宿題になっておりました学校給食共同調理場の移設建替えに関するスケジュールというのが横書きで配られていると思っております。一番上の段が、いわゆる業務内容と今後の流れを書いているものでございます。次が教育委員会の議決とか報告をすべきことが載っています。最後に、議会における議決事項について記載してあります。前回は、10月のところにありますアドバイザリー事業、契約、入札とありますが、この部分で皆さんのご意見をいただいて、一般競争入札で行うことになり、開札は20日の予定です。

真ん中の欄で説明します。今後につきましては、2月には次年度予算のことについてお諮りするとともに、土地の取得に関する契約が、議会を3月にやりますので、その前に皆さんのほうに、教育委員会としての議決をいただきます。

3月にきまして、今度はPFI事業者、いわゆるどの会社が15年間、建てて進めるかという事業者を選ぶ人達を委嘱するための議決をいただきます。あとは、どんなセンターを整備するかというようなことを、簡潔に協議をしていきます。

来年については、PFI事業の債務負担行為を6月の議会にかけます。15年の運営費の建物がありますので、どのくらいかかるかということをお報告します。あと、そのほかについては、実際にPFI事業者を募集するためのさまざまな要求水準書とか、そういったものを協議したりお諮りをしながらやっていきます。その後、PFIの事業者が決まるのが来年の12月ぐらいになります。そこで大体事業者が決まります。2月ぐらいで契約をするための議決をいただいて、3月に議会にかけます。そこから今度は設計と実際の建替えが始まるという形になりますので、またこれ、要所所所でお出しいたしますので、その部分で説明をさせていただきます。また日程も変わってくると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

資料としてはないんですけども、報告を申し上げます。先日、学校医でありました菊地先生、お亡くなりになられましたので、七次台中学校と大山口中学校の学校医が欠員になりました。代わりに、とりうみこどもクリニックの鳥海先生が学校医を引き受けてくださるということで、10月から学校医ということでお願いをしております。対象の学校は、大山口中学校と七次台中学校です。

○石亀委員長 それでは、以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

午後4時15分 閉 会